

「水際線サイン計画策定検討及びサインデザイン製作・設計業務委託」 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

水際線サイン計画策定検討及びサインデザイン製作・設計業務委託

2 業務の内容

別紙、業務説明資料（資料1）のとおり

概算業務価格（上限）は約 5,000 千円（税込）です。

ただし、本業務は令和7年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件であり、予算の議決がされない場合は事業として成立しません。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加要件

本プロポーザル参加業者の資格は次のとおりとします。

- (1) 令和5、6年度横浜市一般競争入札参加者有資格名簿（設計・測量等）に登載され、以下ア、イ、ウの要件を満たすこと。かつ、「参加意向申出書（様式1）」を提出した時点で令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に申請中であること。さらに、受託候補者の特定までの間において令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に以下ア、イ、ウの要件にて登載が完了していること。

ア 所在地区分 横浜市内

イ 規模区分 中小企業

ウ 登録種目情報 種目「建設コンサルタント等の業務」の細目A「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を2位以上で登録しているうえ、種目「造園設計」の細目A「公園緑地基本・実施設計」かつ細目B「公園緑地企画・調査・計画」かつ細目D「環境緑化・景観」を登録していること。

- (2) 施設の象徴になるモニュメントの設計や、街の回遊性の向上に関するまちづくりの実績を有すること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託者候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認め

たものを除く。)でないこと。

- (9) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者であること。
- (11) 共同事業体（当該業務を共同連携して行うことを目的に結成した共同体）である場合、次の条件を満たすこと。
- ア 幹事者を定め、その幹事者は、上記(1)～(10)の条件をすべて満たすこと。
- イ 構成員は上記(3)～(10)の条件をいずれも満たすこと。
- ウ 幹事者は、全構成員の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同事業体の協定書を締結すること。押印する幹事者の印は、契約時に使用するものと同一のものを使用すること。
- エ 構成員の分担業務が、業務内容により「共同事業体協定書」において明らかであること。
- オ 「共同事業体」の各構成員は、当該業務について提案を行う他の共同事業体の構成員になっていないこと。また、共同事業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。
- (12) 本業務の完了までの履行が可能なこと。

4 スケジュール

契約締結までのスケジュールは、次のとおりです。

事 項	時 期
① 公募要項等の HP 公表	令和 7 年 3 月 4 日（火）
② 参加意向申出書締切	令和 7 年 3 月 11 日（火）17 時まで
③ 提案資格確認結果通知書送付	令和 7 年 3 月 13 日（木）
④ 質問書受付期間	令和 7 年 3 月 21 日（金）17 時まで
⑤ 質問書回答	令和 7 年 3 月 26 日（水）
⑥ 提案書提出	令和 7 年 4 月 9 日（水）17 時まで
⑦ 結果通知書の送付	令和 7 年 4 月下旬頃
⑧ 契約締結	令和 7 年 4 月末頃

5 参加に係る手続き

(1) 参加表明手続き（参加意向申出書等の提出）

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下アに記載がある書類のうち該当するものを各 1 部提出し、必ず参加意向の表明を行ってください。

ア 提出書類

- ・参加意向申出書（様式 1）
- ・誓約書（様式 2）

- ・委託業務経歴書（様式3）

※委託業務経歴には、施設の象徴になるモニュメントの設計や、街の回遊性の向上に関するまちづくりの実績が分かるものを含めてください。

- ・令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に申請中であることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書等）の写し
- ・共同企業体の場合は、「共同企業体協定書兼委任状」（横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第12号様式）

イ 提出期限 ※5(1)アに示す書類

令和7年3月11日（火）17時00分まで（必着）

ウ 提出先

横浜市都市整備局都市デザイン室 担当 伊藤・岡部
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話番号：045-671-2023
電子メール：tb-toshidesign@city.yokohama.lg.jp

エ 提出方法

電子メール又は郵送

- ・いずれの場合も発送後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。
- ・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

(2) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙1）を令和7年3月13日（木）に電子メールにて送付します。なお、提案資格が確認できた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を電子メールにて送付します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までとします。説明を求められた本市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、電子メールにより回答します。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式4）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期限

令和7年3月21日（金）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

横浜市都市整備局都市デザイン室 担当 伊藤・岡部
電子メール：tb-toshidesign@city.yokohama.lg.jp

電話番号：045-671-2023

(4) 提出方法

電子メール

ア 電子メールの件名の頭に「【質問書】」と記載してください。

イ 電子メール送信後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。

(5) 回答日及び方法

令和7年3月26日（水）に電子メールにて回答します。（※提案資格を満たす者であることを確認できない場合は通知しません。）

7 提案書の提出

提案資格が認められた者において、所定の様式にて提案書を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式5）

イ 会社の概要及び会社・総括責任者の類似業務実績（様式6）

ウ 業務の実施体制（様式7）

エ 予定技術者の経歴等（様式8）

オ 当該業務実施にあたって重視する視点（様式9）

カ 工程計画（様式10）

キ ワーク・ライフ・バランス等、企業としての取組（様式11 ※添付資料が必要です）

ク 提案書の開示に係る意向申出書（様式12）

ケ 参考見積書（任意様式、内訳を明記）

(2) 提出部数

紙2部（正1部、複写用1部）

電子データ：1部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

(3) 提出期限 ※7(1)に示す書類

令和7年4月9日（水）17時00分まで

(4) 提出先

横浜市都市整備局都市デザイン室 担当 伊藤・岡部

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話番号：045-671-2023

(5) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の間に提出してください。

イ 郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、発送後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。

(6) 提案書作成の留意点

提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。

イ 用紙の大きさは原則A4版縦とします。各ページに必ずページ番号を記載してください。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、各様式は2ペ

ージ以内に収めてください。ただし、様式9の「当該業務実施にあたって重視する視点」はページ数の制限はありません。

エ 公平な評価のため、評価委員会では提案事業者名を黒塗りして評価を行います。提案書の所定箇所以外の「提案事業者名」及び「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しない、もしくはマスキングをしてください。

オ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

カ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

キ 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は認めません。

ク 多色刷りは可とします。

(7) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

オ 提案書提出後、提案内容の変更は認められません。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり（参考見積金額は評価の対象になりません）

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	都市整備局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	水際線サイン計画策定検討及びサインデザイン制作・設計業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	都市整備局 総務部長 総務課長 企画課長 都市交通課長 都心再生課長 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課 地域まちづくり課長 防災まちづくり推進課長 市街地整備調整課長 経理係長	都市整備局 総務課長 都市デザイン室長 臨海部活性化推進課担当課長 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長 港湾局 整備推進課長 みどり環境局 戦略企画課まちづくり連携担当課長 にぎわいスポーツ文化局 にぎわい創出戦略課担当課長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち受託候補者への特定・非特定に関わらず、結果通知書（別紙3）を電子メールにて送付します。

(1) 通知日

令和7年4月下旬頃に電子メールにて送付します。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 留意事項

(1) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して委員会委員と不正な接触があった者

(2) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

特定された受託候補者と、後日、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。その際、受託者において契約書を作成することを要します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(5) 提案書等の取扱い

ア 提出された提案書等は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとし、

イ 提出された提案書等は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ プロポーザルの実施または公開等の際に、提出された提案書等の複製を作成することがあります。

エ 提出された書類は返却しません。

オ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(6) その他

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる必要があります。

イ プロポーザル実施のために本市が作成した資料および参考資料として交付した資料については、本市の了解なく公表・使用することはできません。

- ウ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定された者が指名停止となった場合は、次順位の者と業務委託契約の手続を行います。
- エ 提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本市に連絡するとともに、書面（様式 13）にて申し出てください。